

高砂市ひとり親家庭等自立促進計画 (平成30年度) 施策評価シート

30年度評価シートより評価段階を変更しています。

〈変更前〉

【 5段階評価 】

- A: 予定以上に進捗している
- B: 予定通り進捗している
- C: かなり遅れている
- D: 取り組みが進んでおらず成果はなかった
- E: 事業を廃止



〈変更後〉

【 4段階評価 】

- S: 予定以上に進捗している
- A: 予定通り進捗している
- B: 遅れている
- C: 事業を廃止

平成30年度 子ども・子育て・若者支援プランに係る施策評価シート

第3部 ひとり親家庭等自立促進計画

S 予定以上に進捗している
 A 予定通り進捗している
 B 遅れている
 C 事業を廃止

【基本目標1】 就業支援の充実

※青の箇所にご記入ください

該当欄にS～Cのアルファベットを記入してください。

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	30年度の取り組み・方向性	30年度実績	回数・人数	30年度評価				31年度の取り組み・方向性	担当課	
							S	A	B	C			
(1) 就業に向けた能力開発支援	1-1-1	高等職業訓練促進給付金等事業の推進	ひとり親家庭の父母の就業に有利な資格を取得するため1年以上の養成機関で修学する場合、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、修学中の一定期間、給付金を支給し、生活の経済的負担の軽減を図り、安定した就業に結びつくための支援の拡充を行います。	「就活応援会」等の相談時に事前相談を行うなど、資格取得の希望者を把握し制度の周知を図ります。	8月に「就活応援会」「休日相談」等の相談時に事前相談を行うなど、資格取得の希望者を把握し制度の周知を図りました。昨年度8名から10名に増加(新規申請者は3名)	高等職業訓練促進給付金 10人	S				「就活応援会」等の相談時に事前相談を行うなど、資格取得の希望者を把握し制度の周知を図ります。	子育て支援課	
	1-1-2	自立支援教育訓練給付金事業の推進	ひとり親家庭の父母を対象に、就業促進と自立支援を目的として、就業に必要な資格を取得するために教育施設に入学し、その課程(厚生労働大臣が指定する教育訓練給付対象講座)を修了した者に対して、受講料の一部を支給します。	資格取得やスキルアップを目指す者に対し、能力開発の取組を積極的に行います。	資格取得やスキルアップを目指す者に対し、能力開発の取組を積極的に行いました。	教育訓練給付金 6人		A			資格取得やスキルアップを目指す者に対し、能力開発の取組を積極的に行います。	子育て支援課	
	1-1-3	高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成事業	ひとり親家庭の父母等を対象に、就業の際に有利である普通免許等取得するのに要した費用の一部を助成します。	自動車免許を取得することにより、安定した就職に結びつくよう、周知・啓発に努めます。	自動車免許を取得することにより、安定した就職に結びつくよう、周知・啓発に努めました。	普通免許等取得費助成事業 2人			A			自動車免許を取得することにより、安定した就職に結びつくよう、周知・啓発に努めます。	子育て支援課
	1-1-4	高砂市ひとり親家庭等卒業認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の父母及びひとり親家庭の児童を対象に、より良い条件で就職や転職をするために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、その学び直しを支援することを目的に給付金を支給します。	より良い条件で就職、転職ができるよう高卒認定試験の合格を目指すものに対し、制度の周知・啓発に努めます。	より良い条件で就職、転職ができるよう高卒認定試験の合格を目指すものに対し、制度の周知・啓発に努めました。	—			A			より良い条件で就職、転職ができるよう高卒認定試験の合格を目指すものに対し、制度の周知・啓発に努めます。	子育て支援課
	1-1-5	各種資格取得支援事業	ひとり親家庭の父母を対象に、ハローワークとの連携による求職者支援訓練、職業訓練の受講助成を、就業に有利な技能等の取得のための支援を行います。	「就活応援会」でハローワーク加古川に職員の派遣依頼をするなど、求職者支援訓練の情報提供や受講助成を行います。	8月の「就活応援会」でハローワーク加古川に職員の派遣依頼をするなど、求職者支援訓練の情報提供や受講助成を行いました。	就活応援会参加人数 12人			A			「就活応援会」でハローワーク加古川に職員の派遣依頼をするなど、求職者支援訓練の情報提供や受講助成を行います。	子育て支援課
	1-2-1	母子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定者の個々の状況やニーズに応じ、ハローワークと連携し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を推進します。	児童扶養手当申請時、無職の者については母子父子自立支援員に繋ぎ、担当者との連携により、プログラムを策定します。個々の状況やニーズに応じた各種情報を提供し、就労相談及び就労継続のための支援を行います。	児童扶養手当申請時、無職の者については母子父子自立支援員に繋ぎ、担当者との連携により、プログラムを策定しました。個々の状況やニーズに応じた各種情報を提供し、就労相談及び就労継続のための支援を行いました。	プログラム策定34件 新規就職12件			A			児童扶養手当申請時、無職の者については母子父子自立支援員に繋ぎ、担当者との連携により、プログラムを策定します。個々の状況やニーズに応じた各種情報を提供し、就労相談及び就労継続のための支援を行います。	子育て支援課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	30年度の取り組み・方向性	30年度実績	回数・人数	30年度評価				31年度の取り組み・方向性	担当課
							S	A	B	C		
(2) 就業・自立支援事業の拡充	1-2-2	ひとり親家庭就業サポート事業	児童扶養手当受給者に対し「ひとり親就業サポート事業」を活用し就業支援を行います。また、月1回、ハローワーク職員による予約制の巡回相談を行います。	就業に関する相談や、児童扶養手当申請時より就労相談を行い、求人情報や職業訓練情報を提供するなど、継続的に支援を行います。	就業に関する相談や、児童扶養手当申請時より就労相談を行い、求人情報や職業訓練情報を提供するなど、継続的に支援を行いました。	ひとり親就業サポート事業 11件		A			就業に関する相談や、児童扶養手当申請時より就労相談を行い、求人情報や職業訓練情報を提供するなど、継続的に支援を行います。	子育て支援課
	1-2-3	就業支援相談会、休日相談会の実施	ひとり親家庭等において、就職・転職希望、就業に不安を持つ者等を対象に、ハローワークと連携し、個別相談会及び自立支援セミナーを開催し、就業・自立支援制度に関する基礎知識の習得など就業にかかる支援を実施します。また、休日相談会を実施し、個々のニーズにあった相談に応じます。	児童扶養手当現況届集中受付期間中に、ハローワークと合同で「就活応援会」を行います。また、「ひとり親のための休日相談会」において個々に就労に関する相談を行います。	児童扶養手当現況届集中受付期間中に、ハローワークと合同で「就活応援会」を行いました。また、「ひとり親のための休日相談会」において個々に就労に関する相談を行いました。	就活応援会 12人 休日相談会 6人		A			児童扶養手当現況届集中受付期間中に、ハローワークと合同で「就活応援会」を行います。また、「ひとり親のための休日相談会」において個々に就労に関する相談を行います。	子育て支援課

【基本目標2】生活・経済的支援の充実

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	30年度の取り組み・方向性	30年度実績	回数・人数	30年度評価				31年度の取り組み・方向性	担当課
							S	A	B	C		
(1) 児童扶養手当の経済的支援	2-1-1 【2部再掲】 (6-2-1-4)	児童扶養手当等に関する情報提供及び給付	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供、申請手続きの周知を行い、手当を支給します。	ひとり親家庭の生活支援・自立促進のため、児童扶養手当の給付及び養育費普及の啓発に努めます。	ひとり親家庭の生活支援・自立促進のため、児童扶養手当の給付及び養育費普及の啓発に努めました。	児童扶養手当受給資格者数 828人		A			ひとり親家庭の生活支援・自立促進のため、児童扶養手当の給付及び養育費普及の啓発に努めます。	子育て支援課
(2) 医療費助成の推進	2-2-1	母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童（18歳到達後最初の年度末まで。高等学校等に在学中の児童については20歳の誕生日の末日まで）とその児童を養育する母（父）等の保険医療にかかる自己負担分の一部を助成し、費用負担を軽減します。	母子（父子）家庭の母（父）及びその児童、並びに遺児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	ひとり親家庭の児童（18歳到達後最初の年度末まで。高等学校等に在学中の児童については20歳の誕生日の末日まで）とその児童を養育する母（父）等の保険医療にかかる自己負担分の一部を助成し、費用負担を軽減しました。	626人		A			30年度と同様、母子（父子）家庭の母（父）及びその児童、並びに遺児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	国保医療課
(3) 母子父子寡婦福祉資金制度の情報提供と貸付の実施	2-3-1	母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定とその子どもの福祉の向上を図るために、無利子又は低利で各種貸付を行う母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行います。	ひとり親家庭の児童の就学支度金・修学資金等について相談及び情報提供を行います。	ひとり親家庭の児童の就学支度金・修学資金等について相談及び貸付を行いました。児童貸付の対象となる方の相談や申請が増加しました。	貸付受付件数 5件	S				ひとり親家庭の児童の就学支度金・修学資金等について相談及び情報提供を行います。	子育て支援課
(4) 住宅確保に向けた支援	2-4-1	公営住宅優先入居の情報提供	県営住宅の募集の情報提供を積極的に行うとともに、優先入居における配慮について関係機関に働きかけます。また、市営住宅の立替え時期に母子家庭等の優先入居について検討します。	県営住宅入居申込案内書を本庁受付、各市民コーナー、各市民サービスコーナー及び生活福祉課窓口で配布し、情報提供を積極的に行います。	県営住宅入居申込案内書を本庁受付、各市民コーナー、各市民サービスコーナー及び生活福祉課窓口で配布し、情報提供を積極的に行いました。	毎月、随時		A			県営住宅入居申込案内書を本庁受付、各市民コーナー、各市民サービスコーナー及び生活福祉課窓口で配布し、情報提供を積極的に行います。	まちづくり部管理課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	30年度の取り組み・方向性	30年度実績	回数・人数	30年度評価				31年度の取り組み・方向性	担当課
							S	A	B	C		
(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業	2-5-1	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭において、就業・修学等の自立促進のための活動や、病気等により、日常生活を営むうえで家事支援が必要な家庭に対し家事ヘルパーを派遣します。	日常生活を営むうえで家事支援が必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣します。	日常生活を営むうえで家事支援が必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣しました。 新規事業として立ち上げ、利用者負担額が減ったため、利用しやすくなりました。	利用者3人 利用時間 156時間	S				日常生活を営むうえで家事支援が必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣します。	子育て支援課
(6) 子どもの貧困対策	2-6-1 【2部再掲】 (6-2-1-1)	「子ども食堂」立ち上げに関する支援	「子ども食堂」きつず・きつちんの活動や新たな「子ども食堂」開設を目指す団体を支援します。	「子ども食堂」きつず・きつちんの活動や新たな「子ども食堂」開設を目指す団体を支援します。	曾根地区での定期開催やモデル事業の巡回型において食材の提供依頼や補助金に関する情報提供を行いました。また、広報2月号で特集をくみ、こども食堂の周知に努めました。	—		A			各地区での定期開催が行われるよう新たな「子ども食堂」開設を目指す団体を支援します。	子育て支援課
	2-6-2 【2部再掲】 (6-2-1-2)	生活困窮者自立（子どもの学習）支援の検討	生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供をします。	生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供を検討します。	「子どもの学習支援事業」についての研修に参加し、先進地事例の研究及び意見交換を行いました。	—		A			生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供を検討します。	障がい・地域福祉課
(7) 各種経済的支援策に関する	2-7-1	各種経済的支援策に関する情報の提供	児童手当、就学援助をはじめ、各種奨学金、授業料減免制度、児童扶養手当受給者世帯に対するJR定期券購入割引制度、住宅支援給付（障がい・地域福祉課）、ファミリー・サポート・センター、学童保育所保育料軽減等他機関の経済的支援を含め、積極的に情報提供を行い、経済的支援を推進します。	児童手当、就学援助、各種奨学金、高等学校の授業料の減免制度などの情報提供を行います。 JR通勤乗車券購入者に対し特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。 住宅を失う恐れのある失業者に対し、「住宅確保給付金」（障がい・地域福祉課）についての情報提供を行います。	児童手当、就学援助、各種奨学金、高等学校の授業料の減免制度などの情報提供を行いました。 JR通勤乗車券購入者に対し特定者用定期乗車券購入証明書を発行しました。	経済的相談件数 387件		A			児童手当、就学援助、各種奨学金、高等学校の授業料の減免制度などの情報提供を行います。 JR通勤乗車券購入者に対し特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。 住宅を失う恐れのある失業者に対し、「住宅確保給付金」（障がい・地域福祉課）についての情報提供を行います。	子育て支援課

【基本目標3】 相談・情報提供体制の充実

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	30年度の取り組み・方向性	30年度実績	回数・人数	30年度評価				31年度の取り組み・方向性	担当課
							S	A	B	C		
	3-1-1	母子自立支援員等による相談の充実	母子自立支援員が、ひとり親家庭等を対象に、生活上の悩みや就業、貸付等についての相談を行い、関係機関と連携しながら情報提供やアドバイスをします。また、研修等を通じて母子自立支援員の資質の向上を図ります。	個々の状況やニーズに対応し、相談を行います。また、仕事で日中來所出来ないものに対し、夜間相談を行います。また、児童扶養手当現況届手続き時にひとり親家庭相談啓発物品を配布します。	個々の状況やニーズに対応し、相談を行います。また、仕事で日中來所出来ないものに対し、夜間相談を行います。また、児童扶養手当現況届手続き時にひとり親家庭相談啓発物品を配布しました。相談件数が昨年度1,146件から1,175件へ増加しました。	相談件数 1,175件 夜間相談 20件	S				個々の状況やニーズに対応し、相談を行います。また、仕事で日中來所出来ないものに対し、夜間相談を行います。また、児童扶養手当現況届手続き時にひとり親家庭相談啓発物品を配布します。	子育て支援課
	3-1-2	関係機関との連携強化	相談内容により庁内の関係機関はもとより、他市、高砂警察、女性家庭センター、ハローワークなどの関係機関との連携強化を図り、相談に応じます。	庁内の関係機関はもとより、他市、高砂警察、ハローワーク等、相談ケースにより他機関と連携を図り相談に応じます。	庁内の関係機関はもとより、他市、高砂警察、ハローワーク等、相談ケースにより他機関と連携を図り相談に応じます。	—		A			庁内の関係機関はもとより、他市、高砂警察、ハローワーク等、相談ケースにより他機関と連携を図り相談に応じます。	子育て支援課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	30年度の取り組み・方向性	30年度実績	回数・人数	30年度評価				31年度の取り組み・方向性	担当課
							S	A	B	C		
(1) 相談体制の整備	3-1-3	女性のためのこころの相談	関係機関との連携強化を図り、女性問題カウンセラーが女性の抱える様々な問題について相談に応じます。	女性問題カウンセラーが、女性の抱えるさまざまな問題について相談に応じます。また、必要に応じ女性の弁護士による法律相談に繋がります。	女性問題カウンセラーが、女性の抱えるさまざまな問題について相談に応じました。また、必要に応じ女性の弁護士による法律相談に繋がりました。	相談件数 633件		A			女性問題カウンセラーが、女性の抱えるさまざまな問題について相談に応じます。また、必要に応じ女性の弁護士による法律相談に繋がります。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター)
	3-1-4 【3部再掲】 (4-2-1)	女性のための法律相談	女性の弁護士が、女性の抱える様々な問題について、法的手続き等の相談に応じます。	事前に女性問題カウンセラーによるこころの相談を受け、必要に応じ「女性の弁護士による法律相談」により法的手続き等の相談に応じます。	事前に女性問題カウンセラーによるこころの相談を受け、必要に応じ「女性の弁護士による法律相談」により法的手続き等の相談に応じました。	相談件数 57件		A			事前に女性問題カウンセラーによるこころの相談を受け、必要に応じ「女性の弁護士による法律相談」により法的手続き等の相談に応じます。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター)
	3-1-5	法律相談	法的解釈が必要な生活上の問題について、弁護士が適切な指導・助言を行います。	市民が抱える法的解釈が必要な生活上の問題について、弁護士が相談に応じます。	市民が抱える法的解釈が必要な生活上の問題について、弁護士が相談に応じました。	相談件数 163件		A			市民が抱える法的解釈が必要な生活上の問題について、弁護士が相談に応じます。	市民活動推進課 (市民総合相談)
(2) 情報提供の充実	3-2-1	各種情報提供の充実	自立支援制度等のひとり親家庭等に関する情報をホームページ、広報等で情報提供するとともに、ハローワーク等と連携して開催する就労支援のための個別相談会や自立支援セミナーでも周知していきます。また、「ひとり親家庭のためのリーフレット」を作成・配布し、支援制度の周知や活用の推進を図ります。	ホームページ、広報等で情報提供するとともに、児童扶養手当現況届の案内発送までに、パンフレットを郵送し周知に努めます。8月にハローワークと合同で「就活応援会」、「ひとり親のための休日相談会」を実施し情報提供に努めます。また、ひとり親の方への有利な情報をわかりやすくまとめた「ひとり親家庭のためのライフガイド」を児童扶養手当申請時に配布し支援制度の周知、活用の推進を図ります。	ホームページ、広報等で情報提供するとともに、児童扶養手当現況届の案内発送までに、パンフレットを郵送し周知に努めました。8月にハローワークと合同で「就活応援会」、「ひとり親のための休日相談会」を実施し情報提供に努めました。また、ひとり親の方への有利な情報をわかりやすくまとめた「ひとり親家庭のためのライフガイド」を児童扶養手当申請時に配布し支援制度の周知、活用の推進を図りました。	—		A		ホームページ、広報等で情報提供するとともに、児童扶養手当現況届の案内発送までに、パンフレットを郵送し周知に努めます。8月にハローワークと合同で「就活応援会」、「ひとり親のための夜間相談会」、「ひとり親のための夜間相談会」を実施し情報提供に努めます。また、ひとり親の方への有利な情報をわかりやすくまとめた「ひとり親家庭のためのライフガイド」を児童扶養手当申請時に配布し支援制度の周知、活用の推進を図ります。	子育て支援課	

【基本目標4】養育費確保の推進

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	30年度の取り組み・方向性	30年度実績	回数・人数	30年度評価				31年度の取り組み・方向性	担当課
							S	A	B	C		
(1) 情報提供と広報・啓発活動の推進	4-1-1	情報提供の推進	養育費確保の啓発に努め、相談時にパンフレット等を配布するなど、情報提供を積極的に行います。	児童扶養手当申請時やひとり親家庭相談の際にパンフレットを手渡し、養育費確保のための周知を行います。必要に応じて法律相談に繋がります。	児童扶養手当申請時やひとり親家庭相談の際にパンフレットを手渡し、養育費確保のための周知を行い、必要に応じて法律相談に繋がりました。	養育費相談 5件		A			児童扶養手当申請時やひとり親家庭相談の際にパンフレットを手渡し、養育費確保のための周知を行います。必要に応じて法律相談に繋がります。	子育て支援課
(2) 相談体制の充実	4-2-1 【3部再掲】 (3-1-4)	女性のための法律相談	女性の弁護士が、女性の抱える様々な問題について、法的手続き等の相談に応じます。	事前に女性問題カウンセラーによるこころの相談を受け、必要に応じ「女性の弁護士による法律相談」により法的手続き等の相談に応じます。	事前に女性問題カウンセラーによるこころの相談を受け、必要に応じ「女性の弁護士による法律相談」により法的手続き等の相談に応じました。	相談件数 57件		A			事前に女性問題カウンセラーによるこころの相談を受け、必要に応じ「女性の弁護士による法律相談」により法的手続き等の相談に応じます。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター)